

施策 3 地域コミュニティ交通の維持・充実

鉄道を基幹として、バスが補完（フィーダー）する役割分担を基本として、バス路線を再編し、需要に応じた効率的な公共交通ネットワークを形成することで、持続可能な交通体系を維持します。

また、鉄道駅や生活利便施設などへの移動手段を確保するために、鉄道や路線バスといった既存の公共交通サービスが十分に行き届かない地域において、多様な地域コミュニティ交通の導入を進めます。あわせて、地域コミュニティ交通の維持・充実に向けて、利用促進の取り組みを進めます。

■ 取り組み方針およびその内容

取り組み方針 1

効率的な公共交通ネットワークの形成を目指すバス路線の再編や、地域の生活の足を確保するためのコミュニティバスや乗合タクシーなど、地域の実情に応じた多様な交通手段の導入を進めます。

【取り組み内容】

(1) 地域コミュニティ交通の効率的なネットワークの形成（取り組み主体：交通事業者・行政）

鉄道を基幹として、バスが補完（フィーダー）する役割分担を基本とした公共交通ネットワークの形成を目指し、長大路線の短絡化や重複路線の解消など、需要に応じた効率的な路線となるようバス路線の再編を行います。

また、市域全体の交通ネットワークの持続可能性を高めるため、客観的なデータの有効活用による需要に応じたバス路線・便数の設定、路線バスと小規模な交通手段との適切な役割分担に関する検討を、まずは市バスのエリアにおいて進めます。

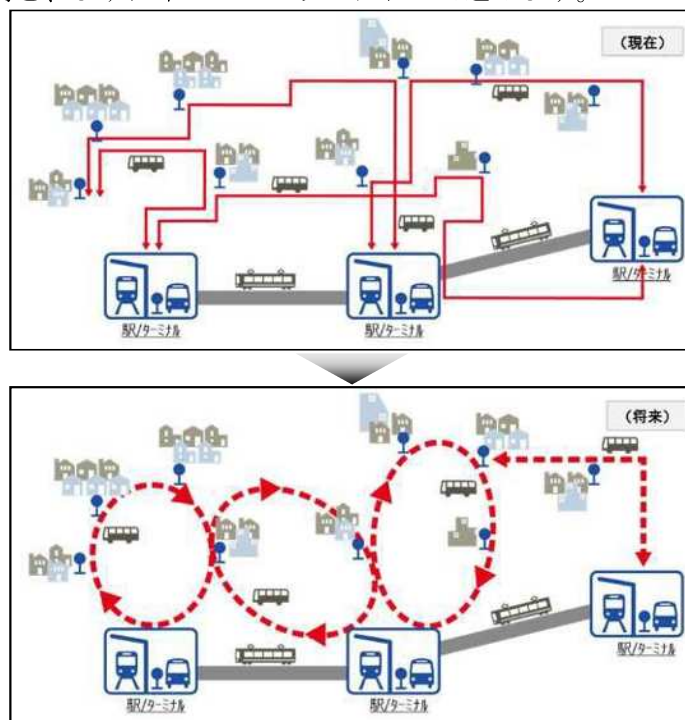
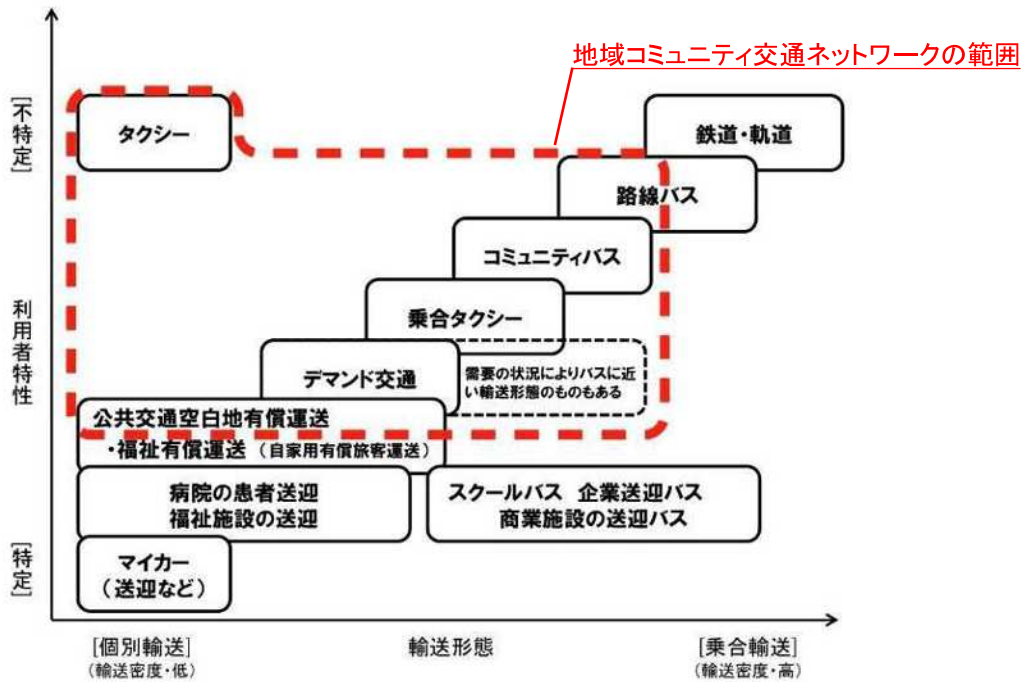


図 4-10 地域コミュニティ交通の効率的なネットワークのイメージ図



国土交通省「地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画作成のための手引き」に加筆修正

図 4-11 地域コミュニティ交通ネットワークの範囲

(2) 新たな地域コミュニティ交通の導入

① 地域の取り組みに対する計画的な支援展開（取り組み主体：行政）

鉄道や路線バス等、既存の公共交通サービスが十分に行き届かず、地域の生活交通に課題を抱える地域において、交通事業者による輸送サービスの提供に対し、地域による主体的な乗って支える取り組み、行政による支援（専門家派遣、需要調査、運行支援など）といった適正な役割分担により、地域コミュニティ交通の導入に向けた取り組みを進めます。

取り組みにあたっては、地域特性や需要調査の結果を踏まえて「乗って支える目標」（1日あたりの目標利用者数）を設定し、それに見合った適正な運行形態で運行することで、地域の実情に応じた運行を実現します。



図 4-12 「乗って支える目標」の設定イメージ

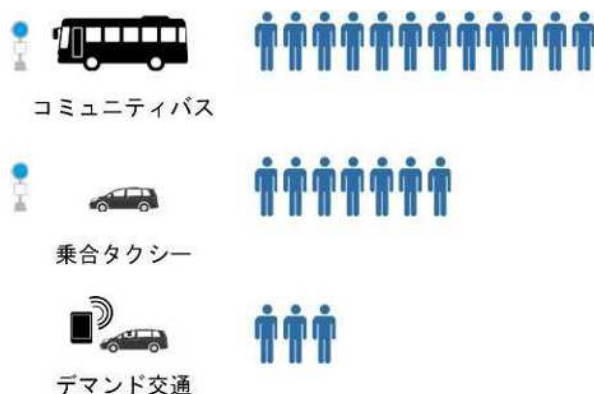


図 4-13 「乗って支える目標」に応じた適正な運行形態のイメージ

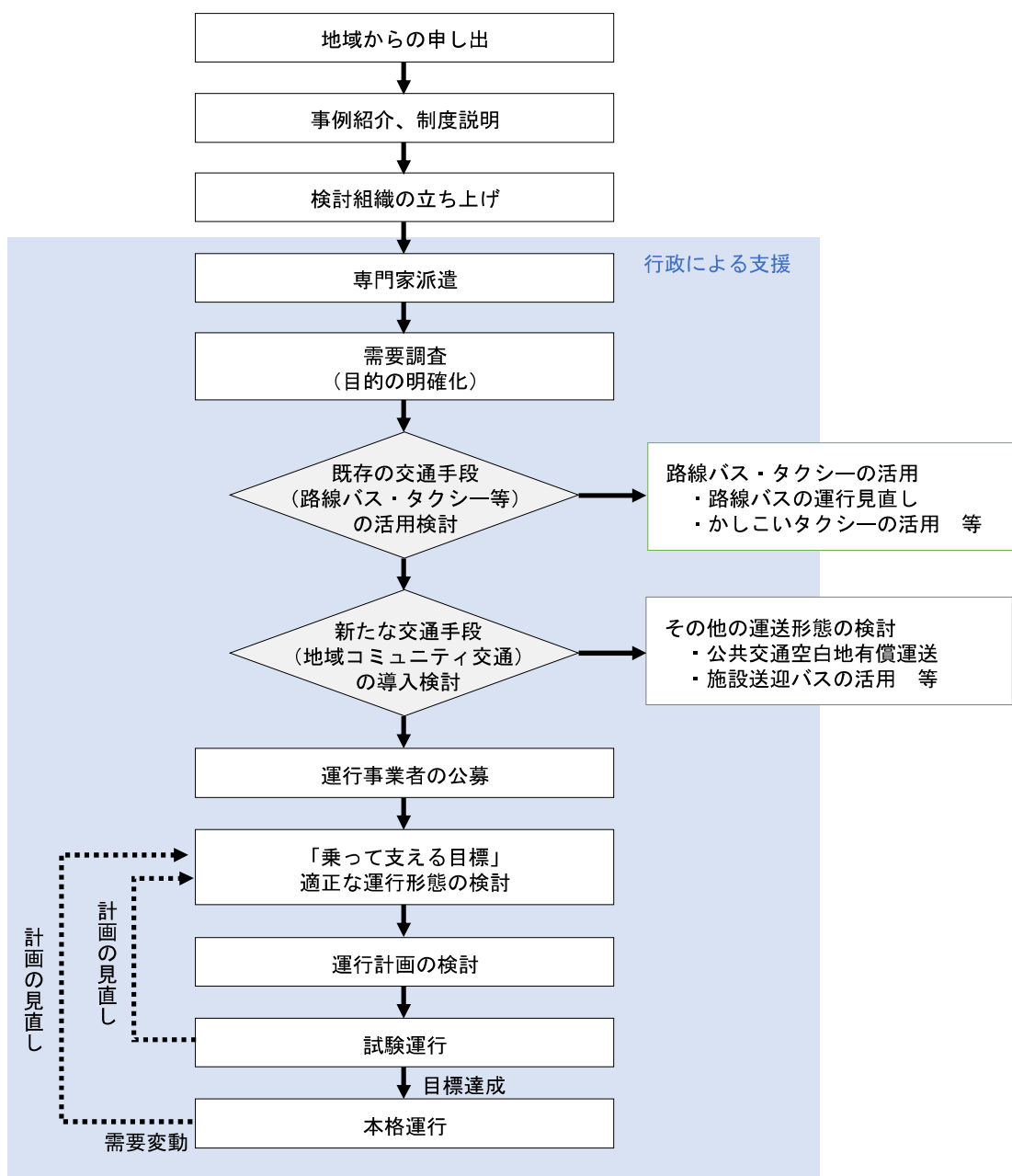


図 4-14 地域コミュニティ交通導入の取り組みフロー図

＜市街地での取り組み事例＞

○塩屋地域

**塩屋コミュニティバス
「しおかぜ」**

対象地域：垂水区塩屋町・塩屋北町周辺
 住民数：約1万人（令和3年1月時点）
 地域組織：塩屋コミュニティバスを走らせる会
 運行形態：乗合タクシー
 運行事業者：山陽タクシー(株)
 乗って支える目標：100人/日
 本格運行開始時期：平成29年4月

○北五葉地域

**北五葉コミュニティタクシー
「おでかけ号」**

対象地域：北区北五葉地域
 住民数：約6,000人（令和3年1月時点）
 地域組織：北五葉コミュニティタクシーを走らせる会
 運行形態：デマンド交通（区域運行）
 運行事業者：神鉄タクシー(株)
 本格運行開始時期：平成31年1月

○名塩・生野高原地域

**名塩・生野高原コミュニティバス
「名塩・生野高原ふれあいバス」**

対象地域：北区生野高原
 住民数：約900人(令和5年1月時点)
 地域組織：生野高原まちづくり協議会
 運行形態：乗合タクシー
 運行事業者：阪急タクシー(株)
 乗って支える目標：16人/日
 役割等：生野高原と主要鉄道駅・バス停を結び、地域生活の移動手段を担う。一方で地域住民や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、国や市の支援により運行を維持・確保する必要がある。

<田園地域での取り組み事例>

○八多町・淡河町

<p>八多町・淡河町コミュニティバス 「八多淡河バス」</p> <p>対象地域：北区八多町・淡河町 住民数：約5,500人（令和3年1月時点） 地域組織：八多町自治協議会 淡河町地域振興推進協議会 運行形態：乗合バス 運行事業者：神姫バス㈱ 乗って支える目標：53人／日 試験運行開始時期：令和2年10月</p>	<p>八多淡河バスルート</p>  <p>運賃 170円～710円</p>
<p>淡河町コミュニティバス 「淡河町ゾーンバス」</p> <p>対象地域：北区淡河町 住民数：約2,500人（令和3年1月時点） 地域組織：淡河町地域振興推進協議会 運行形態：デマンド交通（区域運行） 運行事業者：淡河町地域振興推進協議会 乗って支える目標：15人／日 本格運行開始時期：平成30年5月</p>	<p>淡河町ゾーンバスの運行ルート</p>  <p>運賃 300円</p>

取り組み方針2

地域コミュニティ交通の維持・充実を図るため、市民、企業、交通事業者、行政が相互に協力し、利用促進の取り組みを進めます。

（3）地域コミュニティ交通の利用促進（取り組み主体：市民・交通事業者・行政・企業）

行政からの側面的な支援のもと、継続的に乗って支える意識を醸成するために、地域主体で利用促進に関する取り組みを進めます。

また、地域の商店街や商業施設、病院等の生活利便施設においては、交通の取り組みを行っている地域団体と連携したイベント開催や協賛などを通じて、地域コミュニティ交通の利用促進の取り組みに対して積極的に協力します。

（4）地域コミュニティ交通の利活用（取り組み主体：市民・行政）

バスの乗り継ぎ割引や企画乗車券、デマンド交通のより効率的な運用やかしこいタクシーの活用など地域コミュニティ交通の利用方法の工夫や地域で助け合い、公共交通の利活用を進めます。

■ 取り組みスケジュール

取り組み方針およびその内容	計画の期間		中・長期 R8年度以降
	前半 H28～R2年度	後半 R3～R7年度	
取り組み方針1			
(1) 地域コミュニティ交通の効率的なネットワークの形成	調査・計画、実施		
(2) 新たな地域コミュニティ交通の導入	調査・計画、実施		
取り組み方針2			
(3) 地域コミュニティ交通の利用促進	継続して実施		
(4) 地域コミュニティ交通の利活用	継続して実施		

 調査・計画、実施
  状況に応じて判断

第5章 計画の推進

5.1. 数値目標の設定

本計画の4つの目標の達成状況を把握するための指標として、以下の数値目標を設定します。

また、数値目標以外にも、市民のみなさまからの意見をふまえて施策を推進することで目標の達成状況を検証・評価します。

指標	基準値	中間見直し時 (小数点第一位まで表示)	目標値
目標1 まちづくりの方針をふまえた公共交通ネットワークの維持・充実			
公共交通分担率	31% (平成22年度)	34.6% (平成31年度)	35% (令和7年度)
目標2 都市の魅力を高める公共交通ネットワークの形成			
都心・観光地での交通手段利用割合 (公共交通および徒歩・自転車の利用割合)	68% (平成27年度)	71.1% (平成31年度)	75% (令和7年度)
目標3 地域のくらしを支える公共交通ネットワークの形成			
地域コミュニティ交通導入の支援地区数	4地区 (平成27年度)	計11地区 (平成28～令和2年度)	計30地区 (平成28～令和7年度)
地域コミュニティ交通の1日あたりの利用者数	各地区の 乗って支える 目標	-	基準値以上 (令和7年度)
地域コミュニティ交通の運行経費に対する市の補助率	市補助要綱で 定める 目標補助率 【市街地50%、田 園75%】	-	基準値以下 (令和7年度)
目標4 安全・安心で誰もが利用しやすい交通環境の形成			
ユニバーサルデザインの推進 (鉄道車両の車内・車外案内表示の多言語化(市内で完結する路線))	35編成 (平成27年度)	56編成 (令和2年度)	70編成 (令和7年度)
バス停留所のベンチ新設数	60基 (平成27年度)	計150基 (平成28～令和2年度)	500基 (平成28～令和7年度)
市内公共交通機関の利用に関する市民満足度 ※5段階評価 (アンケートにおいて「満足」「やや満足」と回答した人の割合)	57% (令和2年度)	57.3% (令和2年度)	65% (令和7年度)

5.2. 進行管理および推進体制

施策を継続的に展開していくにあたっては、定期的なモニタリングを通じて、施策の実施効果や変化する社会情勢との適合性等を検証・評価し、公共交通の基本方針の実現に向けて真に高い効果が得られるよう、適切な計画の見直しを行うことが重要です。

「神戸市地域公共交通活性化協議会」において、施策に係る取り組み状況や実施効果などを関係者（市民、企業、交通事業者、行政）と共有します。

また、Plan（計画）、Do（実施）、Check（検証・評価）、Action（反映）のPDCAサイクルの進行管理に基づき、施策の実施状況や数値目標の達成状況等を検証・評価し、社会情勢の変化などもふまえて、必要に応じて計画の見直しを行います。